

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009仙第14号	
事故等名	漁船弥恵丸漁船第三大洋丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年9月12日07時20分ごろ	
発生場所	山形県鶴岡市留棹庵島灯標から真方位306° 2.8海里付近 北緯38° 42.9'、東経139° 34.2'	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年2月12日 仙台・地方事故調査官が両船の所属漁業協同組合から口述聴取等 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 漁船 弥恵丸 4.9トン	
漁船登録番号	YM3-4820	
船舶所有者	個人所有	
船種・船名・総トン数	B 漁船 第三大洋丸 2.54トン	
漁船登録番号	YM3-2626	
船舶所有者	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
	B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 球状船首に擦過傷	
	B 右舷外板に破口及び亀裂	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、ごち網漁の操業のため山形県堅苔沢漁港を出港後、他の漁船に気をとられて、前路で漁ろうに從事中のB船に気付かないまま航行し、B船は、船長1人が乗り組み、延縄漁の操業のため堅苔沢漁港を出港し、揚縄作業中、接近するA船に気付かず、平成20年9月12日07時20分ごろ、A船船首部とB船右舷中央部が衝突した。 当時の天候は曇で、風力2の南風が吹き、高さ0.5mの波があり、視界は良好であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、適切な見張りを行わなかったことによりB船に気付かず、B船を避けなかったものと考えられる。 B船は、適切な見張りを行わなかったことによりA船に気付かず、衝突を避けるための措置をとらなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船及び漁ろうに從事しているB船が航行中、他船の存在に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	